

第2号議案

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年1月15日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第三十五条第三項」を「第三十五条第二項」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第二条 条例第五条の規定による預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。 一 （略） 二 （略） 三 前二号の規定にかかわらず、同一世帯に属する三人以上の就学前の幼児が児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第二項若しくは第四項の規定により設置された保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（同法第七十六条第二項に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園若しくは児童福祉法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設の通所部に通所若しくは通園し、又は同法第六条の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第三項に規定する医療型児童発達支援を利用する場合（以下「幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合」という。）における第三子以降の幼児 全額免除 四～九 （略） 2～4 （略）	第二条 条例第五条の規定による預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。 一 （略） 二 （略） 三 前二号の規定にかかわらず、同一世帯に属する三人以上の就学前の幼児が児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第三項若しくは第四項の規定により設置された保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（同法第七十六条第二項に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園若しくは児童福祉法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設の通所部に通所若しくは通園し、又は同法第六条の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第三項に規定する医療型児童発達支援を利用する場合（以下「幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合」という。）における第三子以降の幼児 全額免除 四～九 （略） 2～4 （略）

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。